

「SOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業」委託業務仕様書

1 件名

「SOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業」委託業務

2 事業の目的

いじめは重大な人権侵害であり、生徒の心身の健全な発達に悪影響を及ぼす深刻な問題である。生徒がいじめを苦に、自ら尊い命を絶つような事態は絶対に防ぐという強い使命感のもと、徳島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び各学校との連携のもと、1人1台端末等による匿名相談アプリを活用したいじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る。また、いじめだけでなく、生徒が抱える様々な悩みや不安の相談にも応じることで、相談体制の充実を図る。さらに、いじめを生まない環境づくりとして、相談アプリを導入する際にいじめ防止教材等を使用して意識啓発授業を実施し、いじめをしない態度・能力の向上を図る。

3 履行場所

- (1) SNS相談：受託者設置相談室
- (2) 意識啓発授業：県内の各公立中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校
- (3) 教職員・保護者向け講演会：県内の各公立中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校、又は委託者が指定する会場

4 履行期間

契約締結日（令和8年4月20日を予定）から令和9年3月31日まで

5 委託業務の内容

- (1) アプリを活用したSNS相談
 - ① 相談アプリの提供
 - ア 相談アプリの使用環境整備
 - イ 相談アプリの使用方法・アクセスコード等周知資料の作成・配付
 - ② 相談対応業務
 - ア SNS相談に対する助言
 - イ アに附帯する以下の業務
 - (ア) 緊急対応が必要な相談に係る委託者への連絡
 - (イ) 相談内容の記録及び統計資料の作成並びにそれらに係る報告
 - (ウ) 相談に要する体制・システムの設定
 - (エ) その他必要と認められる業務
 - ③ 相談対応業務実施期間
対応開始日から令和9年3月31日まで
※対応開始日は別途協議し決定する。
 - ④ 相談対応業務受付時間

- ア 平日の午後5時から午後10時までを基本とする。
- イ 相談アプリへの入力は毎日24時間可能
- ⑤ 相談対象者及び対象者数
県内の各公立中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の生徒
(特別支援学校の幼・小を除く生徒約33,000名)
- ⑥ 相談体制
- ア 業務責任者の配置・業務
受託者は、本業務を円滑に運営するため、本業務の責任者(以下、「業務責任者」という。)を配置し、内部における責任体制を構築すること。
業務責任者は、相談員に対する指導を行い、また、緊急の対応を要する相談等については支援体制を確保する等、業務の円滑な運営管理を行うこと。
- イ 相談員の配置・資格要件
受託者は、相談対応時間中に業務責任者を除き、相談業務を円滑に行うことができる人数の相談員を常時配置すること。
また、相談員については以下のいずれかに該当する者とする。
- (ア) 臨床心理士の資格を有する者
- (イ) 公認心理師の資格を有する者
- (ウ) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (エ) 社会福祉士や学校心理士等の資格を有する者で、教育又は児童福祉分野での相談経験を有する者
- (オ) 教育又は児童福祉に関する相談経験を有し、上記(ア)～(エ)と同等以上の能力を有すると受託者が認める者
- ウ 名簿の提出
委託者が必要とする場合には、受託者は業務責任者、相談員等の業務従事者の名簿(資格、相談等の経歴を含む)を提出すること。
- ⑦ 相談室の設備
SNS相談に使用するパソコン等の設備を設置するとともに、相談内容が外部に漏れることがないようにし、かつ相談員が適切に相談できるよう配慮すること。
なお、委託者が必要とする場合には、相談室の設備状況がわかる資料を提出すること。
また、委託業務期間終了後には、パソコン等に保存されたデータは消去すること。
- ⑧ 相談員の研修
受託者は、相談員に、SNS相談に関する研修を実施し、いじめ等の悩みに関する相談に係る資質向上に努めるとともに、電話相談や対面による相談とは異なる相談技法の習得に努めること。
なお、委託者が必要とする場合には、研修計画や研修実施結果等を提出すること。
- ⑨ 緊急時の報告
緊急時の相談対応状況については、翌日(翌日が土日祝の場合は翌営業日)までに県教育委員会に報告すること。また、相談内容は電子データとして保存し、

速やかに提供すること。

なお、報告は内容が外部に漏れることのない方法で行うこととし、名前や学校名等が特定できた場合は特定できた情報を報告すること。

⑩ 緊急対応

ア 連絡体制の整備

受託者は、緊急時の連絡体制を契約締結後直ちに委託者と協議し、整備すること。

なお、連絡体制に変更が生じた場合も同様とする。

イ 緊急時における連絡・対応

受託者は、自殺など、対象者の生命や身体の危険性が推測され、緊急対応や危機介入が必要とされる場合は、委託者に迅速に連絡するとともに、必要に応じ警察等の関係機関にも通報し、安否確認を依頼すること。

(2) 意識啓発授業の実施

① 実施内容

教材等を使用したいじめ防止授業

② 実施時期

契約締結日（令和8年4月20日を予定）から令和8年9月までに受託者は各学校の担当者と日程を調整し、実施すること。

③ 実施対象校

県内の各公立中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校

④ 実施方法

ア 1単位時間以上を設定し、受託者が選定した講師が未然防止に関する専門的な見地から対面（原則）で授業を実施すること。

イ 実施後はアンケートを実施し、電子データとして保存するとともに、委託者へ提供すること。

ウ 委託者が希望した場合には、授業への参加を認めること。

(3) 教職員・保護者向け講演会の実施

① 実施内容

いじめの未然防止等に関する啓発講演会

② 実施時期

契約締結日から令和9年3月31日までの期間において、受託者は委託者と日程を調整し、年1回程度実施すること。

③ 実施対象

教職員及び保護者

④ 実施方法

ア 原則として対面により実施するものとするが、委託者と協議の上、オンライン配信やオンデマンド配信による実施を認める場合がある。

イ 講演時間は1単位時間以上を目安とし、対象者の特性に応じた適切な教材や資料を使用すること。

ウ 実施後は参加者へのアンケートを実施し、集計結果を電子データとして委託者へ報告すること。

6 実施結果報告

事業実施結果については、月ごとの相談業務終了後、翌月7日までに月別業務完了報告書（様式任意）及び相談員等出席簿（相談員等の勤務を証明する文書。様式任意）により、相談業務の履行状況及び相談員等の出勤状況を委託者に報告するとともに、実施結果を踏まえた協議を行い、より効果的な実践・活用に努めること。

7 委託料の支払い方法

受託者は、定期報告書により委託者による検査を受け、合格したときには各月の期間ごとの契約金額の支払いを請求することができる。

8 その他業務実施上の留意点

- (1) 業務の実施にあたっては、県教育委員会と十分協議しながら進めること。
- (2) 受託者は関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、県教育委員会が承諾した場合を除き、受託者の行う業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 受託者は、本委託業務を履行するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (5) 受託者が、本委託業務を履行するに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を始めとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 受託者が、本委託業務を履行するに当たって、パーソナルコンピュータ等の情報ネットワーク機器により情報を取り扱う場合には、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (7) 本業務の実施にあたり、本仕様書に明記されていない事項については、双方で協議すること。